

令和4年2月議会

総務財政委員会報告資料

○樹木剪定及び除草の業務委託等における不正について

財 政 局

樹木剪定及び除草の業務委託等における不正について

1. 不正の概要

- ・本市及び外郭団体（以下「本市等」という。）が平成 28 年度以降に発注した公園や公共施設の維持管理に伴う樹木剪定及び除草の業務委託等 1,350 件を調査したところ、449 件において処分伝票の写しが重複して提出され、受注業者が本市等に対し処分費を過大に請求し受け取っていた不当利得が判明した。また、一部の下請業者も不正に関与していた。
- ・不正に関与した業者：122 社

【参考】剪定枝及び除草の処理及び処分費支払いの基本的な流れ

- ① 受注業者等が剪定枝及び除草を処分場に運搬し、処理業者へ処分費を支払い
- ② 処理業者は受注業者等に処分伝票（処分場名、日時、重量等記載）を発行
- ③ 受注業者は処分伝票の写しを発注課へ提出し、処分費を請求
- ④ 発注課は処分量を確認し、受注業者へ処分費を支払い

※伝票は搬入業者が保管すべき領収書も兼ねることから、これまで原本ではなく写しの提出としていた

2. 対応

(1) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく措置

- ・競争入札有資格者名簿の登録業者（116 社）に対して、不正伝票の枚数に応じた措置を令和 4 年 2 月 4 日に実施した。

措置内容	対象業者数
競争入札参加停止措置 12 カ月	1 社
競争入札参加停止措置 3 カ月	17 社
競争入札参加停止措置 1 カ月	51 社
警告措置	47 社

(2) 名簿登録外業者（6 社）への対応

- ・登録外業者は競争入札参加停止措置の対象ではないが、登録業者への措置に準じた対応を行った。

(3) 受注業者に対して返還請求

- ・不当利得について、現在、返還請求額の精査中であり、確定次第、速やかに受注業者へ返還を求める。

3. 再発防止策

(1) 処分伝票の確認方法の変更

- ・受注業者から処分伝票の写しを提出させていたが、令和 3 年 12 月より処分伝票の原本に委託件名を記入させ、発注課は提出された処分伝票の原本を確認し、サインを行うとともに、検査後に原本を返却するよう見直しを行った。

(2) 競争入札参加停止措置の強化

- ・競争入札参加停止措置について、市への虚偽申請等にかかる措置を強化し、再発抑止効果を高める。